

スタートアップ資金調達支援事業企画提案書募集要領

この要領は、スタートアップ資金調達支援事業を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業の実施は、令和5年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付決定を条件とする。

1 事業名

スタートアップ資金調達支援事業

2 事業の目的

本県では、2018年度に「Aichi-Startup 戦略」を策定するとともに、起業家支援プログラムやアクセラレータープログラムを開始した。2019年度以降は事業会社とのマッチングプログラムを加え海外のスタートアップ支援機関との連携を通じて、スタートアップ・エコシステムの土壌の醸成につながる取組を拡充してきた。

さらに、2024年秋に運営開始予定の日本最大のインキュベーション施設である STATION Ai の開業に向け、スタートアップの創出・育成支援の取組を加速させているところである。

一方で、スタートアップの成長を促進するためには、スタートアップの財務基盤を強化するための資金供給が必要であり、この中心的な役割を担う VC（ベンチャーキャピタル）が首都圏等と比較して当地域には不足している。

この課題を解決するため、当事業では、県と首都圏を始めとする多様な VC とのネットワークを強化し、当地域にキャピタリストを誘引することで、当地域のスタートアップの資金調達の円滑化を実現する。

3 事業内容

スタートアップ資金調達支援事業を実施するに当たり、以下の業務を行う。

<業務内容>

- (1) Aichi Partner VC 制度の運営
- (2) パートナーVC とスタートアップの定期的なミートアップ機会の提供
- (3) 資金調達に関する相談体制の整備
- (4) 資金調達勉強会等の開催
- (5) 関連業務等

詳細は「スタートアップ資金調達支援事業仕様書」による

4 業務実施上の注意点

- (1) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業の内容及び必要性等を十分勘案し、県と事前に協議すること。
- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置するとともに、事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 何らかのトラブルが発生した場合は、総括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連

携の上、すみやかに解決を図ること。

(6) 受託事業者は、本事業の実施において、県と十分協議の上行うこと。

(7) 事業実施の打ち合わせを定期的に行うこと。

(8) 県等の他の事業との連携など、事業の実施に際しては柔軟に対応すること。

5 提出物

- ・業務報告書（電子データ※県の指定した方法で提出） 1式
- ・その他、本県が指示したもの

6 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 財政的基礎が健全に確立されていること。

(2) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。

(5) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

(8) VC、CVC等のスタートアップの投資機関とのネットワークを有していること。

8 募集期間

2023年2月21日(火)から2023年3月14日(火)午後5時まで

9 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額限度額

金8,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。）

(4) 契約期間

契約締結の日から2024年3月29日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、事業終了後に支払う。ただし、県が必要と認めるときは、前金払いを可能とする。

(6) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは

認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

10 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
①企画提案書（表紙）	様式1を使用	A4縦1枚
②企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4 7枚まで
③経費見積書	様式2を使用	A4縦2枚まで
④過去3年間のスタートアップに対する支援実績	自由様式にて記載	A4縦3枚まで
⑤添付資料	<p>A 令和4・5年度愛知県入札参加資格者名簿に<u>登載されている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3を使用） ・企画提案書の非開示願い（必要な場合のみ）（様式4を使用） ・（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し、委任状 <p>B 令和4・5年度愛知県入札参加資格者名簿に<u>登載されていない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3を使用） ・企画提案書の非開示願い（必要な場合のみ）（様式4を使用） ・（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し、委任状 ・直近2年間の決算報告書 ・定款、寄付行為の写し ・愛知県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）又は愛知県税の納税義務がないことの申出書（様式5を使用） ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの） 	—

※様式は、愛知県のWEBページ（<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/vc2023.html>）からダウンロードのこと。

イ 記述する内容等

①企画提案書（表紙）

- ・様式1を使用し、本事業を行うに当たっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。

②企画提案書（内容）

- ・全体方針
基本方針、目的、コンセプト等が分かるものとする。
- ・業務内容ごとの取組方針
取組方針を各業務に分けてできる限り詳細に記載すること。
- ・VCとのネットワーク
本事業の運営にあたり必要となるVCとのネットワークについて記載すること。
（新たにAichi Partner VCとして参画依頼した方が良いVCの提案／提案者のVCとのネットワークについて分かる内容を記載）
- ・事業の運営体制（組織体制図）及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）できる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担を分かりやすく記載すること。
- ・事業スケジュール
事業スケジュールをできる限り詳細に記載すること。
- ・その他PRポイント
その他PRできることがある場合に記載してください。
- ・企画提案書の記載方法
A4・片面使用、文字サイズは12ポイント以上としてください。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではありません。（ワードやパワーポイント等、資料作成ソフトの形式は問わない。）

③経費見積書

- ・様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・単位は円とすること。

④過去3年間のスタートアップに対する支援実績

- ・これまでのスタートアップに対する支援実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤添付資料

- ・提案者の概要が分かるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- ・共同事業体の場合は、共同事業体協定書の写し及び委任状を添付し、構成員ごとに添付資料を提出すること。

ウ 企画提案に当たっての留意事項

- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- ・本事業に係る成果物は、県に帰属するものとする。

エ 提出部数

8部とする。

（提出書類⑤添付資料については、「提案者の概要が分かるもの」以外については、1部

のみで構いません。)

(3) 提出期限等

ア 提出期限 2023年3月14日(火)午後5時必着

※ 提案書に不備等があり、提出期限までに補正することができない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。なお、郵送の場合、提出期限の午前中に愛知県に必着のこと。

イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る)、若しくは信書便(手渡ししたことが証明されるものに限る)のいずれかとする。

ウ 提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

創出・成長支援グループ(担当:千種)

エ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る)する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

オ 問い合わせ先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

創出・成長支援グループ(担当:千種)

TEL:052-954-6859(ダイヤルイン)

E-mail:startup@pref.aichi.lg.jp

(※) お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

電子メールでのお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「スタートアップ資金調達支援事業・質問」とし、様式6に記載し送付すること。

企画提案書募集に関する質疑の受付期限は、2023年2月28日(火)とする。

なお、問い合わせへの回答については、問い合わせのあった申請者宛に電子メールで回答するほか、県スタートアップ推進課のWEBページに掲載する。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/vc2023.html>)

〔企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。〕

1.1 選定事業者数

1者

1.2 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3件程度を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う（選定委員会と同様の基準にて審査。）。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

ア 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションは、1者10分程度とし、追加書面の提出は認めない。説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※ プレゼンテーションはオンラインで実施し、日時は別途連絡する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針、実施体制の妥当性

- ・実施方針は適切か。
- ・全体スケジュールは適切か。
- ・実施体制（組織体制）及び実施担当者（専門性）は適切か。

イ 業務内容ごとの取組方針の妥当性

○ Aichi Partner VC 制度の運営

- ・コンセプトが適切か。
- ・提案者がVCとのネットワークを有しているか。
- ・情報発信の方法が効果的かつ適切か。

○ パートナーVC とスタートアップの定期的なミートアップ機会の提供

- ・コンセプトや実施手法が適切か。
- ・参加スタートアップの掘り起こしや募集方法が適切か。

○ 資金調達に関する相談体制の整備

- ・コンセプトや実施手法が適切か。
- ・スタートアップが相談しやすい手法を用いているか。
- ・相談対応者に適切な者を充てているか。

○ 資金調達勉強会等の開催

- ・コンセプトや実施手法が適切か。
- ・参加スタートアップや事業会社の募集方法が適切か。
- ・参加するスタートアップの学びや実際の資金調達に繋がる内容になっているか。
- ・事業会社がスタートアップ投資に対して興味を持つ、あるいはスタートアップ投資に関して適切な学びとなる機会になっているか。

エ 費用対効果

- ・経費の見積もりは適切か。

オ 社会的取組

- ・社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2023年3月下旬（予定）に全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

- ・選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等

を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

- ・候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

1 3 スケジュール（予定）

2023年2月21日	委託事業者の公募開始
2023年2月28日	質問締切
2023年3月14日	公募締切
2023年3月下旬	選定委員会開催、委託事業者決定、採否通知
2023年4月上旬	契約締結、委託業務開始
2024年3月29日	委託業務完了

1 4 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合